

相談



特設人権相談所・派遣登記所が開設

鹿児島地方法務局川内支局と川内人権擁護委員協議会による特設人権相談所・派遣登記所が開設されます。

なお、相談は無料で秘密は固く守られます。気軽に相談ください。

- 【時】 8月17日(水) 11時～16時
【所】 鹿児島公民館 視聴覚室
【時】 8月18日(木) 9時～14時
【所】 下甕支所 2階会議室

【問合せ】

鹿児島地方法務局川内支局

☎(22) 2300

鹿児島支所地域振興課市民福祉

☎(内線321)

下甕支所地域振興課市民生活

☎(内線321)

行政書士会川薩地区支部 会員による無料相談会

支部所属の会員が交代で相談に当たります。秘密は固く守ります。

【時】 8月20日(土) 10時～15時

【所】 川内文化ホール

【内容】 相続、遺言、財産管理、成年後見、交通事故、離婚問題、

法的書類作成、行政手続きの相談 他
【予約・問合せ】 鹿児島県行政書士会川薩地区支部 針山
☎(27) 1107
☎090(6162)2970

ひとりで悩まず 電話してください

女性をめぐるさまざまな人権問題の解決に、専用電話回線「女性ホットライン」が設置されています。

相談内容は問いません。相談には、法務局職員または人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。

【団体名】 鹿児島地方法務局、鹿児島県人権擁護委員連合会

【相談受付電話】

全国共通ダイヤル

☎0570(070)810

*IP電話からは接続できません。

*8時30分から17時15分まで

(土・日曜日、祝日除く)

【問合せ】 鹿児島地方法務局人権擁護課

☎099(259)0684

お知らせ

宝くじの普及広報事業

コミュニティ助成事業は、コ

ミニユニティ活動の充実と宝くじの普及広報を目的としています。同事業では、活動用備品の整備を図っており、今年度は2団体で次のような備品を購入し、有効活用しています。

Table with 2 columns: 団体名, 内容. Lists equipment like multi-function copiers, chairs, bookshelves, projectors, etc.

【問合せ】 本庁コミュニティ課
コミュニティ・生涯学習G(内線4613)

小型無人機などの飛行禁止区域

小型無人機、いわゆるドローンなどの飛行が制限される法律が施行され、5月23日から川内原子力発電所の敷地およびその周辺おおむね300メートルの地域での飛行が禁止されることになりました。

次のとおり除外規定もありませんが、飛行を行う場合は、あらかじめ、薩摩川内警察署に通報

【除外規定】
・施設の管理者またはその同意を得た者が、周辺地域の上空において小型無人機で飛行する場合
・土地の所有者、占有者またはその同意を得た者が、当該土地の上空において小型無人機などで飛行する場合
・国または地方公共団体の業務を実施するために、小型無人機などで飛行する場合

通報せずに飛行を行った場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。詳しい内容は、鹿児島県警のホームページ上にも掲載していますので、参照ください。

【問合せ】 薩摩川内警察署
☎(20) 0110

飲用井戸の衛生対策

飲用井戸を衛生的に保つには、設置者などによる適切な管理が必要です。

市では、安全に使用していたり、安全に使用していただくよう「薩摩川内市飲用井戸対策要領」を定め、管理方法について紹介しています。

周囲を清潔に!

井戸やその周辺に、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。

広報電話を 活用ください

左表の情報がいづれでも聞けるよう広報電話を設置しています。

Table with 2 columns: 番号, 内容. Lists emergency numbers for doctors, dental clinics, and water service center.

【例】夜間救急当番医を調べたい場合

- ① 0120(89)2556に電話をかけます。
② メッセージが流れます(メッセージが流れ、着信音のチャネル選択も可能です)。
③ 2を2回押すと、情報を聞くことができます。



*ダイヤル式電話または内線専用電話からは利用できません。
【問合せ】 本庁広報室広聴広報G(内線632)

井戸やその周辺に異常がないか、また清潔に保たれているか、定期的に点検しましょう。定期的な水質検査を!
安全に使用するため、年1回は水質検査を受けましょう。厚生労働大臣の登録を受けた機関が、有料で検査を行います。採水方法、手数料、検査項目については、各登録機関に問い合わせてください。

水質検査の登録機関

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
☎099(262)0110

公益社団法人鹿児島県薬剤師会試験センター
☎099(253)8935

鹿児島県環境測定分析センター
☎099(201)4177

株式会社環境分析センター
☎099(218)3311

【問合せ】 本庁環境課生活環境G(内線2741)

身近なことから 人権について 考えてみませんか

県では、8月を「人権同和問題啓発強調月間」と定め、この期間中にテレビ・ラジオによる啓発放送や新聞広告、「じんけんフェスタ2016 in 南大隅」

「読者のひろば」 お便り募集

広報室では、便り・絵手紙・写真などを募集しています。皆さんの身近な出来事など、紹介したい・伝えたい、心温まる話などを投稿ください。

【投稿について】
便り 1文字数200字程度
絵手紙・写真 1題名を記入

*住所・氏名・年齢・性別・電話番号・ペンネーム(明記がない場合は、本名で記載させていただきます)を明記の上、広報室まで投稿ください。文章は必要に応じて添削する場合があります。
*掲載された方には、竹ノノートなどをプレゼントします。



【投稿方法】 はがき、封書、電子メールまたは直接
【投稿・問合せ】 本庁広報室内読者のひろば係(内線632)
☎koho@city.satsunsendai.jp

婚活支援補助金
市内で婚活イベントを実施する実行委員会などへ事業費の一部を補助します。
【対象】
事業 結婚を前提とする男女の出会いの機会を提供する事業で、営利目的でないもの。
参加者 原則として、市内に居住し、勤労している男女10人以上で、男女の比率がどちらとも総数の3割以上であること。
*参加者の募集は、実施者の広報活動を通じて行うもの。
【対象経費】 報償費、市内で調理・調達した食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信費、広告料、

新しい食品表示への移行について
食品表示については、従来「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」という目的の異なる3つの法律で規制されてきました。これを一元化し、より分かりやすい食品表示制度にするため、昨年4月1日に「食品表示法」が施行されました。
その経過措置として、新しい表示への移行猶予期間を、加工食品は5年、生鮮食品(農産物、畜産物、水産物)は1年6カ月としています。
生鮮食品については、本年の9月末に期限を迎えることから、取り扱い業者で移行が終了していない方は、速やかに対応してください。
●食品表示に関する相談は、県の「食品表示110番」に問い合わせください。(県生活・文化課 消費者行政推進室内)
☎099(286)2533
*受付時間 平日の8時30分～16時

市ホームページに バナー広告を 掲載しませんか
市では、自主財源の確保を目的に、平成29年3月31日まで、市ホームページのトップページに掲載するバナー広告を募集しています。
ホームページへのアクセスの向上、顧客の拡大などに、ぜひ活用ください。
【掲載料】 1枠の料金です。
*月額1万5000円
*連続で最大8カ月掲載可
【募集枠】 5枠
*枠の規格 縦50ピクセル×横147ピクセル、20キロバイト以内、GIF・JPEG・PNG形式
*市広告審査会でバナー掲載の決定を受けた後掲載します。
*資料などの送付を希望される方は、応募・問合せ先まで連絡ください。
*応募用紙などは、市ホームページ上に掲載しています。
*詳しくは、問い合わせください。
【応募・問合せ】 本庁広報室広聴広報G(内線632)